

廃棄物規制課

〇．適正処理の更なる推進と循環型社会の形成に向けた廃棄物処理法の産業廃棄物に係る規定の合理的運用について

都道府県・政令市におかれては、日々、産業廃棄物の適正処理の推進に向けて、廃棄物処理法の適切な運用に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、一部の自治体において、廃棄物処理法全体の目的や各規定の趣旨等を考慮しない非合理的な運用がなされている事例が散見されるところである。

具体的には、廃棄物処理法（同法に基づく政令、省令及び告示等を含む。以下本項において同じ。）の文言のみに囚われた形式的な解釈や、産業廃棄物処理業者の合理的な実務を踏まえない運用、廃棄物処理法で定める書類以外に多くの書類の提出を求める指導など、産業廃棄物処理業者に対して過度の負担を強いる行政実務が見られるところである。

その一方、不適正処理案件等について、長期間漫然と行政指導のみを繰り返し、廃棄物処理法に定める各種命令権限等を適時適切に行使しないまま、生活環境保全上の支障を生じさせ、更に拡大させてしまっている事例も跡を絶たない。

産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者である。優良な処理業者の存在無くして、適正処理はあり得ず、その先の循環型社会の形成もあり得ない。このため、平成 30 年 6 月に閣議決定された第 4 次循環型社会形成推進基本計画にも「優良産業廃棄物処理業者の育成」が明記されているところである。逆に、産業廃棄物の適正処理と循環型社会形成の妨げとなる悪質な処理業者に対しては、排除に向けた取組をこれまで以上に強化しなければならない。

産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会形成に向けて、優良な処理業者を育成し、悪質な処理業者を排除する取組で最も重要な役割を果たすのが、産業廃棄物に係る廃棄物処理法上の権限を有する都道府県及び政令市である。したがって、産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成という産業廃棄物行政の目的を達成するためには、都道府県及び政令市における廃棄物処理法の合理的な運用が決定的に重要である。

このような観点から、各都道府県・政令市においては、以下の事項を常に念頭に置きながら、産業廃棄物に係る廃棄物処理法の規定の合理的な運用に努めていただきたい。

- ①産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者であること。
- ②各都道府県・政令市における廃棄物処理法担当者 1 人 1 人の業務運営方針や言動が、優良な処理業者の育成と悪質な処理業者の排除に当たって大きな影響力を有し、重要な役割を果たしていること。
- ③産業廃棄物処理業者等に対する行政指導等から得られた様々な情報を踏まえ、優良な処理業者と悪質な処理業者を的確に見極めた上で、メリハリを付けて産業廃棄物行政を遂行すること。（各自治体における厳しい財政・人員の制約の中で産業廃棄物行政の成果を出すためには、メリハリを付けた業務遂行が不可欠である。）
- ④廃棄物処理法の目的は、廃棄物の適正処理を通じた生活環境の保全及び公衆衛生の向上であり、この目的を実現するために設けられた各規定の趣旨を踏まえ運用すること。その際には、当該規定のみならず、廃棄物処理法の他の規定、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法など関連法令も勘案し、全体最適となるような運用を心がけること。
- ⑤従来からの指導方針や解釈等を漫然と踏襲したり、前例が無いことを理由にしたりするのではなく、近時における産業廃棄物処理及び産業廃棄物処理業界における状況の変化を踏まえて、産業廃棄物行政を遂行すること。さらには、産業廃棄物処理及び産業廃棄物行政のイノベーションも意識して取り組むこと。

環境省としても、後述するように規制・手続の合理化に取り組んでいるところである。各地方公共団体におかれても、取組に御協力いただくとともに、更なる改善の提案があればお寄せいただきたい。

1. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（平成29年6月20日付け環廃産発第1706201号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これ

らの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、廃棄物処理法第 12 条第 7 項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるところであるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

この点について、デジタル技術の進展により、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である旨、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について」（令和 5 年 3 月 31 日付け環循適発第 23033125 号、環循規発第 23033110 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を発出しているため、こちらを参照されたい。

また、上記の注意義務を怠った場合や排出事業者の委託基準及び管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合又はそのような義務等に何ら違反していないが適正な対価を負担していない等の一定の要件を満たす場合において生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。令和 3 年 4 月に改定した「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設しており、こちらで上記の関連通知やチェックリストをまとめている。各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるものが廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

<参考資料>

- ・排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

- ・行政処分の指針について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>

- ・ デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の 適用に係る解釈の
明確化等について

<https://www.env.go.jp/content/000125691.pdf>

2. 不法投棄及び不適正処理対策について

各都道府県・政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和3年度）」によると、令和3年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が107件（前年度139件、-32件）、投棄量は3.7万トン（前年度5.1万トン、-1.4万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、令和3年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が131件（前年度182件、-51件）、不適正処理量は9.4万トン（前年度8.6万トン、+0.8万トン）であった。

なお、令和3年度末における不法投棄及び不適正処理事案は、残存件数が2,822件（前年度2,782件、+40件）、残存量は1,547.1万トン（前年度1,567.4万トン、-20.3万トン）、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は81事案であった。

<参考資料>

- ・産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和3年度）について

https://www.env.go.jp/press/press_01043.html

（１）未然防止・拡大防止対策

環境省では、未然防止及び拡大防止対策を強化するため、国、各都道府県・政令市、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を実施するなど、取組強化を図ってきたところである。引き続き、国と各都道府県・政令市が緊密に連携し、監視活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄事案等対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組を推進してい

く。

各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には、「行政処分の指針について」（令和３年４月１４日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

（２）支障除去等に対する支援

①産廃特措法施行後の支援

平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた不法投棄等を対象とする産廃特措法については、令和 4 年度末に失効したが、これまで支援した多くの事案において、生活環境に影響が生じない状態を維持するために、廃棄物の撤去や対策工事等が完了した後も、一定期間、継続して水処理やモニタリング等の事業を行うことが必要な場合もあるため、令和 5 年度から新たに実施する特定支障除去等維持事業による補助金等を活用し、引き続き着実に事業を実施されたい。

②廃棄物処理法に基づく支援

平成 10 年 6 月 17 日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきたところである。各都道府県・政令市において基金の支援を受けることを検討される場合には、環境省及び同基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、令和 4 年度には、マニフェスト頒布団体等 11 者と、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の 22 者から出えんを頂いている。

しかし、令和 3 年度以降の基金による支援のあり方の見直し以降、不法投棄の原因分析

からすると原因者が不明な事案や無許可の解体工事者が原因の事案等が発生しており、適正な産業廃棄物の処理を行っている事業者等から理解を得にくい事案もあり、産業界からの積極的な幅広い出えんを得ることが難しい状況である。さらに、都道府県等の不法投棄支障除去に係る支援費用が大きい事案（低濃度 PCB 汚染物等）が発生していることもあり、この3年以内の基金の枯渇が現実なものになっている。

このため、本年度は、改めて今後の基金のあり方について検討するため、「支障除去等に対する支援のあり方検討会」を設置した。現時点で3回開催され、主な方針案としては、国は、不法投棄支障除去の支援に支障が生じないように、基金に残された金額も見ながら必要な予算を確保するべきとされつつも、基金の維持を最優先に、支援額の縮減を図ることも見据える必要があり、支援事案に対する基金による支援額の絞り込みや産業界・国・自治体間の適切な負担割合について、同種の国庫補助事業を参考に検討することが適当であるとされているところである。

<参考資料>

- ・支障除去等に対する支援のあり方検討会について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/post_70.html

- ・令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/com_support-restore/post_69.html

- ・不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援（産業廃棄物適正処理推進センター基金）について

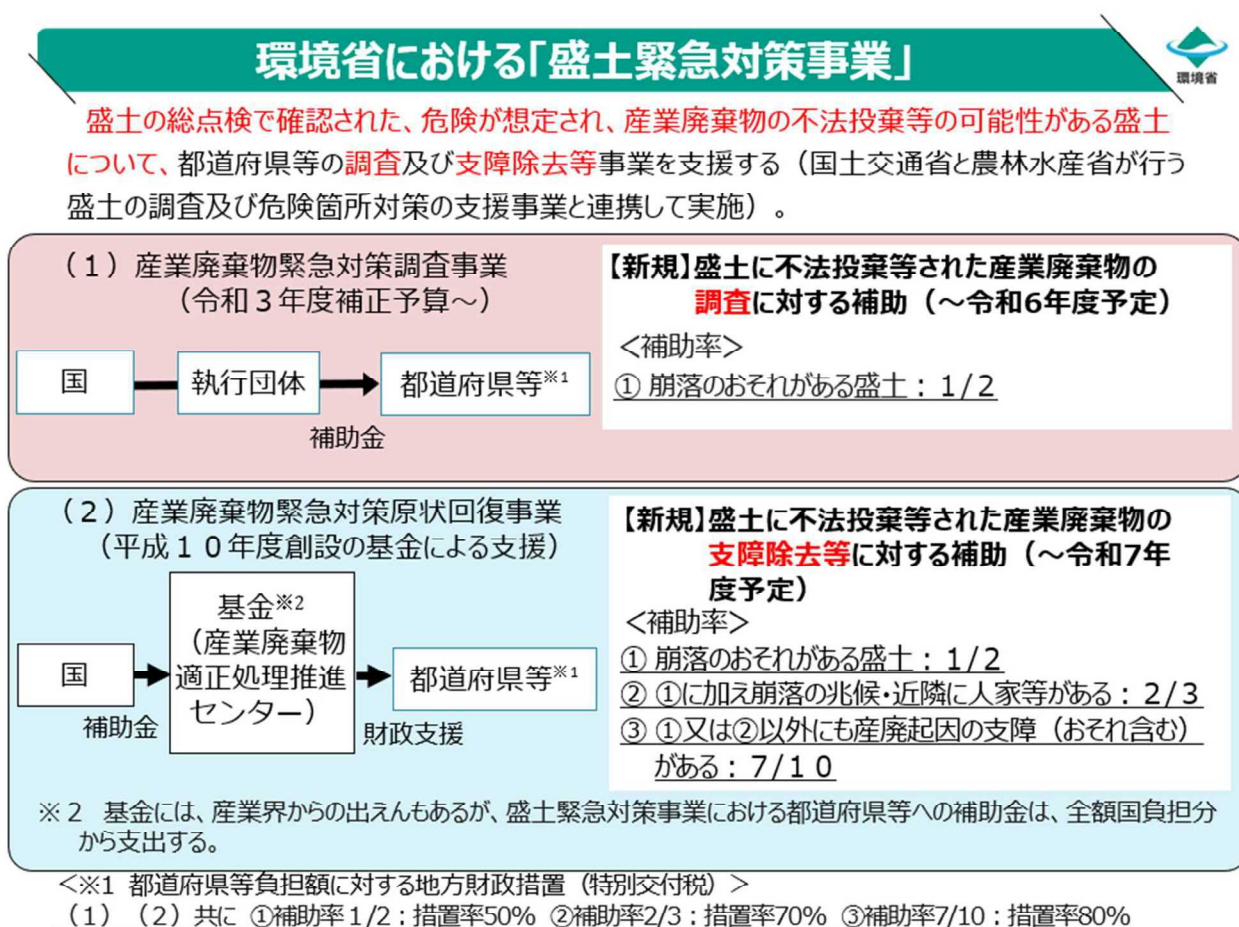
https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/tekisei_kikin.html

（３）廃棄物混じり盛土による災害防止対策

令和3年7月の熱海の土石流災害を受けて、盛土による災害の防止のための対応方策を検討するため、「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」及び「盛土による災害の防止に関する検討会（以下「有識者検討会」という。）」が設置された。

令和3年8月に、環境省を含む関係省庁連名で、全国の都道府県に盛土の総点検を依頼し、土地利用規制所管部局が危険な盛土を把握・目視点検し、廃棄物の混入が疑われる場合は、各都道府県・政令市の産廃部局により廃棄物の有無を確認いただいた。令和4年3月末時点において、対象の約3.6万箇所ほぼ全て（99.9%）の盛土について点検完了しており、廃棄物の投棄等が確認された盛土は142箇所であった。

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土については、各都道府県・政令市が実施する調査及び支障除去等事業を支援することとしている。各都道府県・政令市において、盛土緊急対策事業による支援を受けることを検討される場合には、環境省及び支障除去等事業のための廃棄物処理法基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。



また、令和3年12月の有識者検討会の提言を踏まえ、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく必要があるが、不法盛土については、地方公共団体における新たな盛土規制

法所管部局だけでなく、廃棄物の不法投棄対策を行う廃棄物担当部局や、不法行為の取締りを行う警察等関係部局等と緊密に連携した対応が不可欠である。そこで、都道府県・政令市におかれては、関係者による定期的な連絡会議の開催や、必要に応じて、人事交流を行うなど、関係部局間の連携強化をお願いしたい。さらに、ワンストップ相談窓口の整備などにより、住民等が不法盛土を認識しやすく、通報しやすい環境を整備するとともに、入手した不法盛土に関する通報情報を共有することで、不法盛土の早期発見に努めていただきたい。

また、廃棄物混じり盛土の発生防止のためには、建設現場等における遵守体制を更に強化することが重要であるため、建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携し、実施している建設現場パトロールや、建設現場への立入調査時における排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付確認などの取組の強化をお願いしたい。環境省においても、不法投棄等事案について、都道府県・政令市への専門家派遣による技術的助言事業の対象に、令和3年度から廃棄物混じり土を加えたほか、廃棄物混じり盛土事案への対応のポイントを説明・共有するためのセミナーを開催するとともに、国土交通省と連携して、産業廃棄物の適正処理を目的に、建設業者に対する都道府県・政令市の廃棄物担当部局担当窓口の再周知を行うなど、盛土による災害の防止に取り組んでいく。

なお、令和3年12月の有識者検討会の提言において、「廃棄物処理法においては、廃棄物処理業者が廃棄物処理法以外の法令に違反し、廃棄物処理業者として廃棄物の適正な処理を確保することができないと認められる場合、当該廃棄物処理業者に対して事業の停止を命ずることができる。廃棄物処理業者が新たな法制度や貨物自動車運送事業法に違反した場合についても、適切に対処すべきである」旨の指摘がなされている。

また、令和4年5月に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号。）が公布され、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、新たな法制度である「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）とし、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなった。盛土規制法においては廃棄物処理法に基づく許可を受けた者等が行う工事に係る適用除外の規定等があるため、それらに留意の上、

その運用に遺漏なきを期されたい。

<参考資料>

- ・盛土による災害の防止に関する検討会（内閣府（防災担当））

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaignai/>

3. 2050 年カーボンニュートラルについて

(1) 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて

我が国の 2020 年度の温室効果ガスの排出量は、11.50 億トン CO₂ 換算（2013 年度比マイナス 18.4%）であり、このうち廃棄物分野は 37.23 百万トン CO₂ 換算と全体の 3.2% を占めているが、2013 年度と比べてマイナス 7.2%にとどまっている。削減が進んでいない主な要因としては、廃棄物分野の 8 割弱を占める焼却に伴う CO₂ の排出が増加傾向にあることが挙げられるが、焼却の内訳としては、単純焼却の割合が減少して、エネルギー利用を伴う焼却（エネルギーとして利用された廃棄物及びエネルギー回収を伴う廃棄物焼却）の割合が増加しており、焼却に伴う熱回収は増加傾向にある。

こうした中、令和 2 年 10 月に、菅内閣総理大臣（当時）が、2050 年までに我が国の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル宣言を行った。また、令和 3 年 4 月には、菅内閣総理大臣（当時）から、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%とすることを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。」との発言があったことから、2030 年度に向けても更なる排出削減が求められている状況にある。これを受けて、廃棄物・資源循環分野の 2050 年 GHG 排出実質ゼロ達成に向け、対象とする GHG 排出の範囲や GHG 削減対策の実施に当たっての基本的な考え方を整理し、今後、政府・地方自治体・民間企業・NGO/NPO・国民等の各主体が取り組むべき方向性を明らかにすることを目的に、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」を作成し、令和 3 年 8 月に公表した。

中長期シナリオ（案）では、廃棄物・資源循環分野は、従来、3R・熱回収を通じて温室効果ガス排出・エネルギー消費量の削減に貢献してきており、引き続き、貢献が可能なとした上で、実質排出ゼロ化を目指すために、主に炭素を含む物質の焼却・埋立の最小化による GHG 排出量の削減だけではなく、生産過程のエネルギー消費量削減、原料のバイオマス化を含む素材転換、処理過程の再生可能エネルギーへのシフトを進めていくこ

とで、脱炭素社会の実現に幅広く貢献する、「3R+Renewable」を基盤とした資源生産性向上による脱炭素化を図ることとしている。

シナリオ分析の結果、2050 年において、廃棄物処理施設（焼却施設・バイオガス化施設等）からの排ガス等の中の炭素の大半がバイオマス起源となり、廃棄物処理施設で CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）を最大限実装できれば、ネガティブエミッションにより廃棄物・資源循環分野の実質ゼロ、さらには実質マイナスを実現できる可能性があることが示唆されたが、同時に、これまでの計画等の延長線上の対策では不十分なことが明らかとなった。このため、技術、制度面での対策のみならず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組む必要がある。

例えば、重点対策領域の 1 つとして、温室効果ガスの排出量が多い素材である、廃プラスチック、廃油等が挙げられている（廃棄物分野の排出量約 4,000 万トン CO₂ 換算のうち、それぞれの焼却に伴う CO₂ 排出量は、約 1,500 万トン、約 1,000 万トン）。これらは産業廃棄物としての排出量も多く、廃プラスチックについては、本年 4 月から施行されたプラスチック資源循環法に基づき、ライフサイクル全般での 3R+Renewable を促進することとしている。さらに、廃油については、後述する「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」により、脱炭素に資するリサイクルに取り組んでいくこととしている。

また、昨年 9 月に取りまとめられた循環経済工程表では、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため、2050 年カーボンニュートラルを見据えて目指すべき循環経済のあり方を示すとともに、プラスチックや金属等の素材ごと、太陽光パネルや衣類等の製品ごと、循環経済関連ビジネス等の各分野における 2030 年に向けた施策の方向性を示した。

加えて、本年 6 月、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更及び次期廃棄物処理施設整備計画の策定を行い、いずれの文書にも廃棄物分野における脱炭素化の推進の視点を新たに追記した。

さらに、循環経済工程表等を踏まえ、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための具体的な施策のあり方について審議いただくことを目的として、循環型社会部会の下に「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」を6月に設置した。新たな小委員会での議論も反映させながら、資源循環や脱炭素化に向けた施策を前進させていく。

各都道府県・政令市においても、地域脱炭素への貢献という観点も考慮し、産業廃棄物処理の脱炭素化に向けた取組に御理解・御協力をお願いする。

なお、公益社団法人全国産業資源循環連合会は、産業廃棄物処理業における低炭素社会実行計画において、産業廃棄物の焼却、最終処分及び収集運搬に伴う温室効果ガス排出削減目標について、2030年度は10%削減（2010年度比）することとし、2050年度目標のあり方・方向性については計画全体の進捗状況による検討を行うこととしている。

<参考資料>

- ・廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案) (令和3年8月5日開催 中央環境審議会循環型社会部会(第38回) 資料1)
https://www.env.go.jp/council/03recycle/post_217.html

(2) 廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収（燃焼の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）に関しては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第7条第3号において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理施設からの一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者（市町村を除く。）のうち、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を

行う者が都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができることとした。熱回収施設設置者として認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）は、環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準及び者の能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、これにより、熱回収に係る意識の高い排出事業者が認定熱回収施設設置者への処理委託を行うケースが増加し、認定熱回収施設設置者の経営面での付加価値の向上に資する効果が期待される。令和4年8月現在、21事業者が熱回収施設設置者の認定を受けている。

各都道府県・政令市におかれては、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号、環廃産発第110204002号）及び「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」を参照の上、認定をお願いしたい。なお、今般、認定の取得の促進を図るため、熱回収の実績を有しない施設についても認定ができることとし、マニュアルを改訂したので、令和4年3月25日付け「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルの改訂について（通知）」（環循適発第2203255号、環循規発第2203255号）を参照されたい。

<参考資料>

- ・廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

- ・廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>

（３）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業について

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造、廃棄物燃料受入れのための設備を導入して、地元自治体と災害廃棄物受入れ等に関する協定を結ぶことで、地域のレジリエンスの向上に貢献

し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等の複数の政策目的を達成する事業支援する「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」を令和2年度から実施している。

補助対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、地域脱炭素や地域循環共生圏に係る動向を踏まえつつ、優良な事業の形成に向けて、産業廃棄物処理業者と、産業廃棄物の排出事業者及び熱・電気の利用者等との連携の働きかけ等を行っていただきたい。

<廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業>

- ・対象者 民間事業者等
- ・対象事業 廃棄物処理業低炭素化促進事業
 - ① 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置・改良
 - ② 廃棄物由来燃料製造施設及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良
- ・補助額 対象経費の1／3
- ・スケジュール 令和5年度事業は6月1日に公募終了。

（４）脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

環境省では、脱炭素社会構築に資する資源循環システム構築の加速化を図るため、化石由来資源について再生可能なバイオマスプラスチックや紙などへの代替及びプラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を推進している。本事業では、化石由来資源の代替素材及びリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備について、試作品の製作・評価などの手法により、製造工程及びリサイクル工程等の省CO₂化を図るとともに、代替素材の普及に対する技術的課題の解決を図るなど、事業化に向けて必要な実証を行っている。

カーボンニュートラルの実現に向けて、各分野で脱炭素技術の導入が進んでいるところであるが、航空分野ではジェット燃料の脱炭素化が必須となっている。しかしながら、航

空機は電化が非常に困難であるため、液体燃料のカーボンニュートラル化が必要であり、再生可能又は廃棄物を原料とする、持続可能な航空燃料（SAF）の導入拡大が喫緊の課題となっている。また、廃油（特に鉱物油である、溶剤及び潤滑油）については、一部で再生重油として熱回収が行われているものの、依然として単純焼却されているものも多いことから、温室効果ガスの排出削減に資するマテリアルリサイクルを促進していく必要がある。

このため、令和4年度から、①廃棄物等バイオマスを用いた省CO2型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業及び②廃油のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業を対象事業に追加した。

対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。

＜脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業＞

・対象者 民間事業者・団体、大学、研究機関等

・対象事業

① 廃棄物等バイオマスを用いた省CO2型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業

② 廃油のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

・事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率1／3、1／2）

・スケジュール

委託事業の二次公募は6月7日に終了。三次公募は予算の範囲内で行われる見込み。

補助事業の一次公募は5月22日に終了。二次公募は予算の範囲内で行われる見込み。

4. デジタル化への対応について

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（いわゆる骨太方針）では、

- ・デジタル時代に相応しい行政、規制・制度に見直すため、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進する。今後3年間の集中改革期間において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく目視規制や常駐専任規制等の法令等の見直しなどを行い、デジタル原則への適合を目指す。
- ・我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則（デジタルファースト・ワンスオンリー・コネクテッド・ワンストップ）を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。

などとされている。こうした方針に沿って、産業廃棄物に関するデジタル化についても、強力で推進していく。

（1）電子マニフェストの普及拡大

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を2022年度（令和4年度）において70%に拡大することを目標に掲げているが、令和4年3月末時点の普及率は71.7%となり、目標を達成した。今後、新たな目標の設定について検討をすることとしている。

こうした中、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、デジタルガバメント分野の新たな取組の1つとして、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引き上げ」が盛り込まれた。これを受けて、環境省では、産業廃棄物のマニフェス

ト制度を対象手続として選定し、令和2年12月4日にオンライン利用率引き上げの基本計画を策定（令和3年10月4日最終改訂）し、オンライン利用率の引上げのアクションプランを定めている。

その一環として、令和3年7月9日付け事務連絡「産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率の引上げの基本計画等の策定に伴う協力依頼について（依頼）」を発出し、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への電子マニフェスト加入促進の要請、公共工事での電子マニフェストの利用促進の要請及び排出事業者としての都道府県及び市町村による電子マニフェストの利用促進を各都道府県・政令市に依頼しており、これらを着実に実施するとともに、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子マニフェストの利用促進など電子マニフェストの普及促進に向けた更なる御協力をお願いしたい。

また、令和2年4月1日から年間50トン以上の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を排出する事業場でこれらの処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化された。各都道府県・政令市におかれては、電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、電子マニフェストの使用義務が履行されているか立入検査等を通じて確認するようお願いしたい。さらに、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への指導についても御協力をお願いしたい。

オンライン利用率引き上げの基本計画では、電子マニフェストの一部義務化の施行状況及び各アクションプランに掲げた取組の効果を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大について検討することとしており、さらに、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）においても、「環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者の使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされていることから、所要の措置について検討することとしている。これに当たり、マニフェストの利用実態等に関する調査を実施することを予定しているので、各都道府県・政令市においては、調査への御協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画

https://www.env.go.jp/other/basic_plan_for_online_procedures_enhancement/index.html

- ・特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者向けパンフレット

https://www.env.go.jp/guide/pamph_list/pdf/H31103_WEB_denmani.pdf

（２）許可情報・行政処分情報の迅速・確実な登録

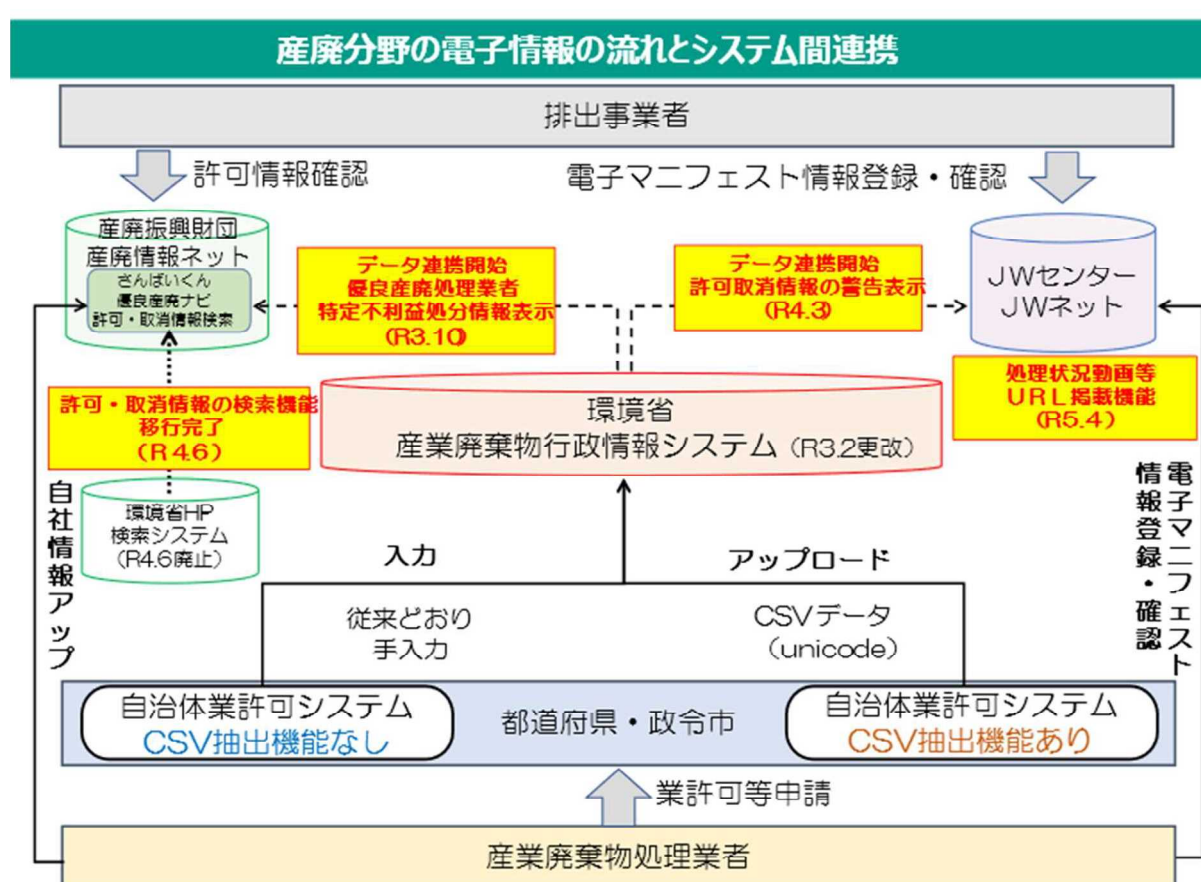
令和３年１０月に産業廃棄物行政情報システムと産廃振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携を開始し、「さんぱいくん」において閲覧・検索できる対象が全国の処理業者約１１万者に拡大したほか、認定を受けた優良産廃処理業者に対する特定不利益処分に係る情報が表示される機能が新たに追加された。さらに、令和４年６月には、それまで環境省のホームページに掲載されていた「産業廃棄物処理業者許可情報検索システム」と「産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報」を産廃処理振興財団が運営する「産廃情報ネット」に移行し、「さんぱいくん」「優良産廃ナビ」と合わせて４つのシステムを一元的に利用することが可能となるなど、排出事業者が適切な処理業者を選択するための情報の充実と利便性の向上を推進している。

また、JW センターが運用を行う電子マニフェストシステム（JWNET）においても、令和４年３月に産業廃棄物行政情報システムとのデータ連携を開始し、電子マニフェストの利用者が許可取消処分を受けた事業者名を入力すると警告画面が表示される機能を追加したほか、令和５年４月からは、処分業者が処理状況の動画 URL 等を電子マニフェストシステム（JWNET）に設定することで、排出事業者がその動画等を閲覧できる機能を追加した。これらの機能を活用することにより、排出事業者が廃棄物処理法に基づく処理責任をより一層適切に果たすことが期待される。

一方で追加された機能の内、特に、認定を受けた優良産廃処理業者の特定不利益処分に係る情報（さんぱいくんでの公開）や、許可取消処分を受けた事業者に係る警告画面（電

子マニフェストシステムでの表示)は、産業廃棄物行政情報システムに登録された情報を基にしていることから、誤った情報の登録や情報登録の遅滞によって、排出事業者が許可業者情報を正しく検索できない等の事態が生じる可能性がある。各都道府県・政令市においては、この点を改めて御認識いただき、特に施設設置許可取消、事業停止等の行政処分情報については、迅速かつ正確に登録していただくようお願いします。

これらのデータ連携やデータベース・検索システムの公開が最大の効力を発揮するためには、最新の産業廃棄物処理業の許可情報及び行政処分情報が漏れなく産業廃棄物行政情報システムに登録される必要があるため、これまでも当課から各都道府県・政令市に迅速、正確な登録をお願いしてきたところである。各都道府県・政令市の御理解・御協力により改善傾向にあるが、依然として相当数の未登録情報が確認されている状況である。引き続き、CSVによる一括登録機能を活用するなど登録業務の効率化を図り、これまで以上に産業廃棄物行政情報システムへの情報の登録が迅速・確実に行われるよう、お願いします。



（３）行政手続のオンライン化について

近年、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年１２月２５日閣議決定。）において、社会全体のデジタル化を進めるために、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスでデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し改革を進めていくことが必要であり、行政サービスを通じて社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広くいきわたらせていくこと等が明記された。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年１２月２６日制定、令和４年６月７日改定）において、地方が共通に使える共通基盤を国が提供すること等により、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、地域社会の持続可能性の確保等を図り、地域が抱える課題が解決され、地域の魅力が向上する社会の実現を目指すとなっている。

この重点計画では地方公共団体への申請・届出等について原則としてデジタル庁が開発する e-Gov 等を活用してオンライン化・標準化を図ることとされており、環境省としても e-Gov により産業廃棄物に係る行政手続のオンライン化を進める前提とし、更に国による一元的なプラットフォームの整備を目指すとともに、地方公共団体向け標準仕様書の作成を進めている。

現在、e-Gov は地方公共団体への申請・届出等について未対応でありデジタル庁が検討を進めているため、まず本年度中に国への手続について要件定義を行い、システム構築を行うために令和６年度予算の概算要求中である。地方公共団体向けの手続については、デジタル庁が進める e-Gov の地方公共団体対応に環境省も歩調を合わせることにしており、仕様等が明確化された際は実現に向けた御協力をお願いしたい。

なお、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月３１日付け環循適発第 23033125 号・環循規発第 23033110 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課

長通知)の技術的助言を発出している。

行政手続については、これまでに「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について(通知)」(令和2年5月15日付け環循適発第2005152号・環循規発第2005151号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知)等において、電子メール等を利用した書類の提出の活用について積極的な推進を求めているところであり、当該通知の「七 書類の提出等に関する柔軟な対応について」の運用について、新型コロナウイルス感染症への対処に限らず、引き続き積極的に推進されたい。

(4) アナログ規制の見直し等について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において目指すべきデジタル社会の実現に向けて、「デジタル原則」が示され、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとされている。デジタル原則の1点目が「デジタル完結・自動化原則」であり、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドユーザーでのデジタル対応を実現すること。」とされている。

これを受けて、令和4年6月3日には、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(デジタル臨時行政調査会)が策定され、アナログ規制の見直し等について、集中改革期間(令和4年7月から令和7年6月までの3年間)における政府の取組方針が示された。この中で、アナログ規制を見直すことの効果として、経済成長や人手不足の解消、所得の向上といった点に加え、行政の在り方の変革につながるとされている。具体的には、行政の内部プロセスの見直しによる業務の負担軽減と質の向上、現場の各種データがリアルタイムで把握可能になることによる政策の機動的で柔軟な見直し、民間企業の有するデジタル技術の活用による官民の連携・共創の動きの発展が期待されている。

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目が挙げられ、アナ

ログ行為を求める場合があると解される法令等について、規制の見直しを検討することとしている。

このため、産業廃棄物に関する規制等についても、必要な見直しを検討していくこととしているが、産業廃棄物行政においては、平成 29 年の廃棄物処理法改正により有害使用済機器保管等業者の届出制度ができるなど、適正な運用のための都道府県・政令市の負担が増加しており、さらに、排出事業者や廃棄物処理事業者においても、処理状況や施設の稼働・維持管理状況について、目視や実地による確認に多くの時間を割いている。デジタル技術の活用により、遠隔監視やオンラインによる許可業者や施設の確認や維持管理上必要な確認行為による適合性判定の自動化が可能となれば、実地に赴くためのコスト、時間、確認行為に必要な人的資源の削減につながることが期待されるが、一方で目視や実地確認に対して不適正処理の抑止効果が弱まる、確認の正確性が低下するとの懸念もある。

そこで、環境省では、本年度から、導入可能なデジタル技術を活用した行政による指導・監視、事業者が行う目視点検の自動常時監視化、廃棄物処理施設の維持管理基準に係る判断の自動化等の実現可能性の検討に着手している。本取組を通じて、各都道府県・政令市を含めた廃棄物処理法に係る関係者の業務の合理化の支援に努めてまいりたい。

各都道府県・政令市におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点も踏まえつつ、加速化するデジタル社会の到来を見据え、非対面型で対処できる業務を洗い出し、できるところから電子化するなど、行政のデジタル化に積極的に取り組んでいただきたい。

<参考資料>

- ・デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（デジタル臨時行政調査会（第4回）資料7）

<https://www.digital.go.jp/councils/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>